

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）

（略）

別表第一 （第二条の二、第五条、第七条、第七条の二、第十九条、第十九条の十六、第十九条の十七、第二十条の二、第二十二條の三、第二十二條の四、第二十四条、第六十一条の二の二、第六十一条の二の八関係）

一 （略）

二

在留資格	本邦において行うことができる活動
（略）	（略）
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）
（略）	（略）

三～四 （略）

五

在留資格	本邦において行うことができる活動
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動